

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書不存在による不開示決定は、妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和3年9月10日付け（令和3年9月13日収受）で、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「県が「第四期廃棄物処理計画」を定めるときに、廃棄物処理法第5条の5第3項の規定に従って意見を聴いていた関係市町村のうち、浦添市と中城村と北中城村の意見の内容が分かる公文書」（以下「本件請求文書」という。）等12件に係る開示請求（以下「本件請求」という。）が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、12件のうち3件について、条例第11条第1項の規定により令和3年9月27日付けで公文書の全部の開示決定を行い、本件請求文書を含む9件について、公文書を作成又は取得しておらず、不存在であることを理由として、条例第11条第2項の規定により、令和3年9月27日付けで公文書不存在による不開示決定を行った。

その後、上記の公文書不存在による不開示決定を一部取り消し、本件請求文書のうち、浦添市及び北中城村に係る公文書について、同条第1項の規定により、令和3年12月3日付けで公文書開示決定を行った。また、併せて中城村に係る公文書（以下「本件意見書」という。）について、同条第2項の規定により、令和3年12月3日付けで改めて公文書不存在による不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和3年12月24日付け（令和3年12月27日収受）で実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年6月8日付けで審査会に対して、本件処分の可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

2 審査請求の理由

沖縄県の市町村には、浦添市や北中城村と同様に中城村が含まれているため。また、中城村には中城村北中城村清掃事務組合が所有している一般廃棄物処理施設（青葉苑）があるため。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

実施機関は該当する公文書を保有していないため、実施機関が行った処分は妥当であるとの判断を求める。

2 弁明の内容

実施機関は、沖縄県廃棄物処理計画（第四期）の策定にあたり、平成27年12月25日付けで県内の各市町村長に対し、意見照会を行っているが、同照会に対する中城村長からの意見書は提出されておらず、同村の意見の内容が分かる公文書を実施機関は取得していない。

実施機関は本件意見書を保有していないことから、本件処分の内容は妥当である。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

審査請求人より、反論書の提出はなかった。

第6 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

審査会は実施機関に対し、本件意見書の存否について確認した。

実施機関の説明によると、本件審査請求に関連する内容の文書を改めて確認したが、実施機関の意見照会に対する中城村長からの意見書は提出されておらず、存在しないということであった。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5第3項では、「都道府県は、廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、環境基本法（平成5年法律第91号）第43条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴かなければならない。」と定められている。

当該規定は、廃棄物処理計画を新たに定め、又は変更しようとする都道府県に対して、関係機関や関係市町村に意見照会を行うよう義務付けるものであるが、他方で、当該規定により意見照会を受けた関係機関や関係市町村に対して、意見の提出を義務付けているものではない。また、都道府県に対して、意見照会を行った結果、意見の提出がなかった場合について文書や記録として残すよう規定しているものではない。

上記規定を踏まえると、中城村から本件意見書に相当する文書を取得しておらず、また、意見書の提出がなかったことを記録した文書を作成及び保有していないとす

る実施機関の説明に不合理・不自然な点は認められない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
柴田 優人	沖縄国際大学講師	会長職務代理 ※令和7年1月9日以降
高良 誠	弁護士	※令和7年1月9日以降
徳本 和秀	弁護士	※令和7年1月9日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 ※令和7年1月8日まで
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長 ※令和7年1月8日まで
西山 千絵	琉球大学准教授	会長 ※令和7年1月9日以降
三浦 毅	琉球大学准教授	※令和7年1月8日まで

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年6月8日	諮問書受理
令和6年12月23日	審議（第363回）
令和7年2月13日	審議（第365回）
令和7年3月27日	審議（第366回）
令和7年4月22日	審議（第367回）